

令和8年第1回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和8年1月23日(金) 開会：14時00分 閉会：14時12分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
委 員 松 田 福 美
委 員 吉 本 妙 子
委 員 片 山 研 治
委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 十 楽 さゆり
教育政策課課長補佐 大 竹 新 人
生涯学習課長 神 杉 朋 史
人権教育課長 山 本 孝 二
学校教育課長 稲 垣 宏 美
学校給食課長 河 村 武 志
中央図書館長 有 間 博 司
こども未来部次長 林 真 也
こども保育課長 //

こども保育課課長補佐 松 村 尚 志

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 田 中 良 二

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第1号	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
3	議案第1号	周南市教育委員会公印取扱規則及び周南市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課)

※資料 当日配付

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

■ 教育長

ただ今から「令和8年第1回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、松田委員さんと片山委員さんをお願いいたします。

2	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	--

■ 教育長

続いて日程第2、報告第1号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いします。

■ 学校教育課

議案書1ページをお願いいたします。

報告第1号、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定につきまして説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定により、地方公共団体の住民サービスを担う基幹業務システムについて、国が作成する仕様書に記載された標準様式に合わせるよう義務づけられることとなりました。

これまで地方公共団体ごとに独自に定めていた通知や様式等の帳票は、標準様式に統一されることとなります。

本市におきましては、現在スマートシティ推進課が主体となり、基幹業務システムの標準化に対応する作業を進めております。

この度は、税務システム標準化に伴い、個人住民税、住民税に関する証明書の名称が、所得課税証明書から課税証明書に変更されます。

それに伴い、市長部局では、規則等に規定されている税証明の名称が、令和8年1月1日付で、一括変更されましたことから、所要の改正を行うものです。

改正にあたり、教育委員会にお諮りする時間がなく、教育長の代決といたしましたので、ご報告するものです。

税証明の名称については、所得額のみを基準に各種判定を行っている部署の場合、所得の文言がなくなったことにより、課税証明書という名称では、市民の方にわかりにくいという課題が生まれました。

そこで、様式に表記する税証明の名称は、内容に応じて課税証明書、所得に関する証明書、所得及び課税に関する証明書といった表現を全庁的に用いることになりました。

就学援助業務の審査においては、所得額を基準に認定判定をしているため、様式にある所得課税証明書の名称を所得に関する証明書に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

■ 教育長

それでは、この件につきましてご質問ございましたらお願いいたします。

■ 片山委員

課税証明書がなくなったということで、所得だけを基準に判定するというのでしょうか。

就学援助において税額は判定に用いないという認識でよろしいですか。

■ 学校教育課長

就学援助の判断においては、所得を基準に判定をすることになりますので、この様式については、所得に関する証明書に変更いたしました。

■ 教育長

他にいかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。それでは報告第1号を承認いたします。

3	周南市教育委員会公印取扱規則及び周南市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について
---	---

■ 教育長

次に、日程第3、議案第1号「周南市教育委員会公印取扱規則及び周南市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきましては、教育政策課から説明をお願いいたします。

■ 教育政策課課長補佐

議案書5ページをお願いいたします。

議案第1号、周南市教育委員会公印取扱規則及び周南市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号、教育委員会規則の制定または改廃に関することは、教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

議案書6ページ7ページをお願いいたします。第1条ですが、令和7年12月定例会市議会において、令和8年4月より須々万幼稚園と須々万保育園を統合し、つまり認定こども園を開設するにあたり、須々万幼稚園を廃園することについて決定したことから、須々万幼稚園の公印

を廃止するもので、周南市教育委員会公印取扱規則について改正を行うものです。

次に第2条において、同じく須々万幼稚園の廃園に伴い、周南市幼稚園管理規則第3条ただし書きの中の、須々万幼稚園を削る改正を行うものです。

本規則の施行は令和8年4月1日からとするものです。

なお、9ページに新旧対照表を示しております。以上です。

■ 教育長

それでは、この件につきましてご質問ありましたらお願いいたします。

■ 吉本委員

この度議案と一緒に、周南市立幼稚園管理規則というものを合わせていただいているのですが、須々万幼稚園はこども園に変わったため、こちらの規則から削除されたという認識で間違いないでしょうか。

■ こども保育課長

はい。その通りです。

■ 吉本委員

また、こども園に関しては、管理規則のような規定が存在するのでしょうか。

■ こども保育課長

はい。ございます。

■ 吉本委員

それは、インターネットでどのように検索したら見ることが出来ますか。ホームページは少し見てみたのですが、探しきれなかったのです。

■ 教育長

管理規則自体はあるのでしょうか

■ こども保育課長

はい。後日また資料提供をさせていただきます。

■ 吉本委員

こちらがなくなったということはおそらくそちらに追記されているので、合わせて参照できればと思います。

■ 教育長

他にご質問等いかがでしょうか。

■ 岡寺委員

今のお話に関連しますが、こども園は幼稚園とは別の扱いになるという認識でよろしいでしょうか。

■ こども保育課長

その通りです。はい。

■ 岡寺委員

こども園の取り扱いはどのようになるのでしょうか。

■ こども保育課長

幼稚園は教育委員会の管轄となりますが、こども園は市長部局の施設となります。

■ 岡寺委員

ありがとうございます。

■ 教育長

他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第1号を決定いたします。

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それではこれもちまして令和8年第1回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員 _____

片 山 研 治 委員 _____